

仕 様 書

件 名	軽油特1号 (バルク)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令和7年9月16日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 中田 輝光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油特1号 (バルク)	9140-418-3184-5	バルク	JIS K 2204の特1号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2204 軽油
- (イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和7年10月1日から同年12月26日

5 製品に関する要求

軽油特1号は、JIS K 2204の特1号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油特1号 (バルク)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令和7年9月16日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 中田 輝光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油特1号 (バルク)	9140-418-3184-5	バルク	JIS K 2204の特1号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2204 軽油
- (イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊瀬戸内分屯地

4 納 期

令和7年10月1日から同年12月26日

5 製品に関する要求

軽油特1号は、JIS K 2204の特1号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油2号(免税)(バルク)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令和7年9月16日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 中田 輝光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油2号(免税) (バルク)	914016567275	バルク	JIS K 2204の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2204 軽油
- (イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和7年10月1日から同年12月26日

5 製品に関する要求

- (1) 軽油2号は、JIS K 2204の2号による。
- (2) 要求する軽油は、免税のものとする。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm³を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油2号(免税)(ドラム)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令和7年9月16日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 中田 輝光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油2号(免税) (ドラム)	914016567285	ドラム	JIS K 2204の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2204 軽油
- (イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和7年10月1日から同年12月26日

5 製品に関する要求

- (1) 軽油2号は、JIS K 2204の2号による。
- (2) 要求する軽油は、免税のものとする。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるドラム納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	自動車ガソリン2号 (バルク)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令和7年9月16日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 中田 輝光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
自動車ガソリン2号 (バルク)	9130-299-0124-5	バルク	JIS K 2202の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2202 ガソリン
- (イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・要領
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表
- (カ) 包装の総則

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和7年10月1日から同年12月26日

- 5 製品に関する要求
自動車ガソリン2号は、JIS K 2202の2号による。
- 6 品質保証
検査は、JIS K 2202によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。
- 7 納入要領
タンクローリーによるバルク納めとする。
- 8 その他の指示
納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。
 - (1) 測定結果
測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。
 - (2) 成績書等
 - ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
 - イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。